

原子力安全基準・指針専門部会 開会式

震分第4-2-6号 地震諸半事象等の御意見に対するコメント(平野委員)
震分第4-2-7号 「地震監視事業に対する考慮」に関する検討について
震分第4-2-8-1号 改訂耐震設計指針の本文及び解説のテキスト原案について(事務局
案:その11)
震分第4-2-8-2号 改訂耐震設計指針の本文及び解説のテキスト原案(事務局案)について
震分第4-2-9号 改訂耐震設計指針検討分科会報告書—耐震設計指針の改訂に関する調査審
議について(案)
参考資料第1-1号 改訂耐震設計指針検討分科会資料第32回～第37回会議資料(合本)
参考資料(その1) 改訂耐震設計指針検討分科会資料第38回～第41回会議資料(合本)
参考資料第1-2号 改訂耐震設計指針検討分科会資料第38回～第41回会議資料(合本)

出席者	秋山 宏 入倉季次郎 柴田 翠 翠川 三郎	石田 瑞穂 △大竹 改和 田村松 值	中村 隆夫 東 邦夫	中矢 隆夫 島村 邦夫
専門委員	○青山 博之 石橋 克彦 神田 信 平野 光將 山内 春明	森下日出男 ○原子力安全委員会 ○松浦祥次郎 星田 邦 ○経済産業省 原子力安全 佐藤 均 ○文部科学省 科学技術・学术政策局 黒村 晋二	鈴木 篤之 久住 駿代 保育院 川原 修司	水間 英城 山本 山
●外部協力者	森下日出男 ○原子力安全委員会 ○松浦祥次郎 星田 邦 ○経済産業省 原子力安全 佐藤 均 ○文部科学省 科学技術・学术政策局 黒村 晋二	星田 邦 ○経済産業省 原子力安全 佐藤 均 ○文部科学省 科学技術・学术政策局 黒村 晋二	片山正一郎 吉田九二三 名倉 繁樹	片山正一郎 吉田九二三 名倉 繁樹
●事務局				

(注) 二つの連記録の発言者の内容については、発言者のモーティヴを観察したものが本件

<http://www.198880.net/thread-1001-1-2.html>

本分科会の名簿の下からが本日の資料になりますけれども、謹分第42—1号が前回第41回会合における意見・コメント等について、事務局の資料でございます。
それから謹分第42—2号からが委員からのコメントでござります。
衣笠委員、それから第42—3号が原委員、それから第42—4号が神田委員、それから第42—5号が柴田委員ですけれども、5—1号、5—2号、5—3号というふうに3種類ございます。それから第42—6号が平野委員。
続いて、謹分第42—7号ですけれども、「地震障害事象に対する考慮」に関する検討について、事務局の資料でございます。

続きまして、謹分第42—8—1号、テキスト原案、事務局案のその11でございます。
それから謹分第42—8—2号が事務局案の前回のその10と今回のその11の比較表になつてございます。

概要として、謹分第42—9号が謹分第41—5号の改めでございますけれども、耐震指針検討分科会報告書の案でございます。
それから参考資料としまして、第1—1号が委員からのコメント集のその1、それから参考資料の第1—2号がコメント集のその2でございます。

また、先生方のお手元には前回会合の速記録、それから常備資料といつしまして、本分科会の第1回から第41回までの会合資料と安全審査指針集をお配りしてございます。

○青山主査　お手元の資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、よろしければ審議における意見の整理ということで、いつものように事務局でまとめていただいた資料がございます。

まずは、これらについて事務局から資料の説明をお願いいたします。
○事務局　それでは、事務局より謹分第42—1号についてのご説明をさせていただきます。

前回第41回会合における意見・コメント等についてでございます。
第42—1号の1行目、「第40回会合」と書いておりますが、これは「第41回」の間違いでございます。大変失礼いたしました。

では、説明に戻らせていただきます。
まず、資料の構成はいつもども同様になつております、まず1、といたしまして前回会合におきまして石橋委員から文書で意見をいたしましたが、1でございます。

○事務局　それでは、申しわけありません。資料の方に間違いがございました。
第42—1号(1)といひましたでは、洋断層の評価期間についてでございます。

こちらにつきましては、①から④までのご意見をいたしましたが、これにてこちらの修正をさせていただきました。これにつきましては、その際にご説明させていただきます。

後ほど事務局から説明いたしますが、本件につきましても委員から出されましたご意見を踏まえまして事務局の方で事務局案、テキスト案の修正を行わせていただきました。

(3)の「検討用地盤」「設計用地盤Sd」の用語についてでございますが、本件については前回会合におきまして多くのご意見をいたしました。前回の分科会におきまして青山主査より、「検討用地盤」「弹性設計用地盤Sd」という用語で事務局案を修正するようにとのご指示がございましたので、今までこの二ページでございますが、本件について(2)でございますが、本件についてのご審議をいたしました。

次に2ページでございますが、本件につきましてはその際にご説明させていただきます。

(4)地盤障害事象につきましては、前回分科会では主に地盤変動に対する考慮についてでございました。これまでのご意見をいたしました。これらのご意見を踏まえまして、後ほど事務局が説明いたします指針テキスト案にその詳細について説明させていただけばと思います。

(5)耐震指針検討分科会報告書につきましては、これまでのご意見をいたしました。報告書に対しましては、分科会におきましても委員の皆様からご意見・コメントいただいております。報告書に対しては、分科会後におきましても委員の皆様からご意見・コメントいただけます。

をいたただいております。それらを踏まえまして本日、修正を行つた報告書案について像ほどご説明させていただければと思ひます。
続きまして5ページ目でござりますが、(6)その他といひまして、①及び②では土木構造物の取り扱いについて、③ではSdに対する応力状態、応力体系について、特に同時に多発の破壊、損傷の可能性の考慮についてございました。④では地盤が発生した際の機器・配管の損傷について、特に同時に多発の破壊、損傷の可能性の考慮についてございました。その後協力者でございましたので、その後の事業者の改訂指針への対応の取組み方針などについてご発言をいたしました。概要を記述させていただきました。

それから、6ページ以降につきましては、いつものように前回の口頭でいただきましたコメントを連記録の方から主なものを抜粋してございます。

○青山主査　ありがとうございました。

この資料につきまして、ただいまこの時点でおくべき事項がございましたらご発言願いま

す。特にございませんんでしようか。

それでは、後ほどまた全体の議論の際によろしくお願ひいたします。

次の審議に入りますが、これまで事務局から改訂耐震設計指針の本文及び解説のテキスト原案につきまして何回も事務局案をいたしております。それから、検討分科会における指針改訂にに関する調査審議に係る報告書案につきましてもご説明がありました。それに対しまして、多くのご意見・コメントをちょうだいしているところでございます。本日も文書にてご意見をいたしております。

○青山主査　ありがとうございました。

この資料につきまして、ただいまこの時点でおくべき事項がございましたらご発言願いま

す。特にございませんんでしようか。

それでは、後ほどまた全体の議論の際によろしくお願ひいたします。

次の審議に入りますが、これまで事務局から改訂耐震設計指針の本文及び解説のテキスト原案につきまして何回も事務局案をいたしております。それから、検討分科会における指針改訂にに関する調査審議に係る報告書案につきましてもご説明がありました。それに対しまして、多くのご意見・コメントをちょうだいしているところでございます。

○青山主査　ありがとうございました。

この資料につきまして、ただいまこの時点でおくべき事項がございましたらご発言願いま

す。特にございませんんでしようか。

○集田委員 3つと、それからちよつとあと口頭で申し上げることもありますけど。第5-1号では、本文が修正案をいろいろ出して、それを最終的にどういうふうに、本文等はどういうことかそれもしくは、それを授かといふこと、「余り明確になつてない面もあつた」と思つて、一応それをずっと並べてみました。
○事務局 耐震第42-5-1号を読ませていただきます。

本文修正案の取扱いについて。
先般来、本文などの修正案の提案をしている(518、537)。随伴事象のうち、地盤変動については、専門委員間で、活発な意見の交換があり、事務局から、方向が決まらないと、先に進めないととの発言があった。

一方、小生の提案にたいしては、専門委員から特にご意見は出しない。しかし、耐震第35-3-2での原震資518の前半における提案も含め、事務局間に取り入れられる事務局側として、その修正を採り入れない限りは、質問も含む、専門間と同様、委員会上で発言し、議論すべきである。

その他、過去に審査で話題になつているので、今更、指針案に入れる必要がないということは、誤りであると指摘する。

○事務局 第41-3-2(518R)の人物的隨伴事象は、安全設計指針では、指針3で外部人蔵事象で、読めるとの理解も有り得るが、2項の「不法な接近等」という文言に照らし、故意のものを指向していると解釈される。したがって、地盤変動等に対する安全部分には十分には示されていらない。したがって、本指針改訂案に含まれるべきであることを、明記して、注意を喚起しなければならない。

○事務局 第41-3-1(537)の地盤変動の表現は現行指針に入っている内容であり、それの、復元を求めているものである。

○事務局 一般に、過去の審査で取り上げられた要件はすべて、収録すべきである。されば、審査部会への、責任転嫁であり、「適切に」の用語よりも、「責任者」、「指針改訂の責任者」といえる。
○事務局 現実の姿として、時間とともに、審査関係者がかわり、過去の審査経験が、忘れられて、その事項が、検討もれとなる危険性がある。
○事務局 次回第42回で、提案事項が修正されれば、これらのことの多くは、取り上げる問題で無くなるが、現行指針にあり、今回、理由があつて除かれているもの以外に欠落がないか、再点検すべきである。

以上でございます。

○事務局 どうもありがとうございます。この件について、事務局に少し食つてかかるみたいになりますけれども、それは今日、第42-7号で事務局がご返事いただいたおりまして、最後のαのところに書きましたようなことでもあります。
○事務局 ただ、指針3ということが△などに書いてありますけれども、1項目目については事務局の解説、あるいはこの指針案で「不法な接近等」ということは限定していません。それから地盤変動事象など、いうことは明記してない。もつと一般論であるといふにも理解できますけれども、この辺、さらにに指針の面から念を入れるという意味でこういうことは解説が明確なものではないと、そういうことには思えます。

○事務局 それに基づいて修正しならなければいけないなら訂正しないで、本文とか解説かにこんな文言を加えたらいいと思っております。
○事務局 資料第42-5-2号を読ませていただきます。

○事務局 指針本文等、追加案「8. 人物的隨伴事象について」。

○事務局 本件については、原震資518で述べ、その後、518Rで一応、安全審査指針、指針3、でカバー出来るとした。
○事務局 資料第3は外部人蔵事象を扱つた項である。これは、「故意」などによる人物事象を扱つたものと、解釈できる。

原震資538Aで、人物的隨伴事象の問題を本文、8.に取り上げることもありますけど。これ等、地盤により、人工物に同時に多発的に発生する隨伴事象による、原子力発電所の安全を阻害する可能性については、断層安全設計の一部として、検討する必要がある。さきに、本文の8.に加えるべきと、原震資518で述べたうち、(あ)および(い)は、炉心冷却機能の阻害についてであり、一応、非常用チャイザルなどで、カバーされていると考えられる。しかし、これらは、安全設計の要求事項として、カバーできていると、考えて、どくに、強調しない。
(う)および(え)の近隣で発生する人物の災害事象は、これまで、同時に多発である。電源が、独立でその影響が原子力の安全を阻害するのを抑えるのは、困難である。
(お)のダメの問題は、地すべりなどの、自然事象と、「周辺人蔵物の地盤による損傷に基づく、間接的影響、すなわち、火災、煙ガス、爆発性ガスなどの影響を、評価しなければならない。」の記述を加える。
それとは別に、いざれかの場所、(本文もしくは解説)に次の文言を加える。「地震による損傷は、共通事象、同時に多発的である。従つて、單一事象については、対策がどう置いても、必要に応じ、同時に多発の可能性のあることを認識して、その対策を考えなければなりません。」この文言は、今回の指針の改訂とは別に、耐震安全性の根本である。

○事務局 どうもありがとうございます。
○事務員 どうもありがとうございます。
○事務員 これについて、さつきもちょっと触れましたが、指針3のうちに記載があると。これはほかの事務員からもご指摘がありましたけれども、そういうことにはかわらず、αのような本文の修正記述は必要かと思います。
○事務員 どうもありがとうございます。
○事務員 これは、指針3のうちで書いていましたけれども、そういうふうなことは何でも、地盤の随伴事象として必要かと思います。
○事務員 これは、指針3のうちで書いたように、審査指針というのは他と重複しても悪いということが取扱つて、それには同時多発の問題とかそういうふうなことは何でも、地盤の随伴事象として必要かと思います。
○事務員 これは、指針3のうちで書いたように、私は書いておいた方がいいと思います。
○事務員 では次が第42-5-3号ですが、これは省令の引用の部分は少し比重が大きくなっています。
○事務員 から、読んでいただかなくてよろしいかと思いますけれども。よろしくお願ひします。
○事務員 SDを「弹性設計用地盤動」としたときの問題点および最終報告書追加文案。
○事務員 この件は、本文、「7. 荷重の組合せと許容限界(1)(2)(a)」および関係解説に關係した問題点である。
○事務員 弹性設計という名称下で、どこまで、非弹性領域まで許されるかの議論が、1984年当時と同様再燃しないか、恐れる。
○事務員 この件については、審分第40-4号(原震資533A許容応力)で触れた現行の状況が、前提として、以下の記述をする。
○事務員 現行、JEA-G601-1984で規定している、地盤時許容応力は、日本独自のものである。また、旧通告案JEA-G601号の規定よりも異なる。本文、7の解説の(4)「発電用原子力設備に関する技術基準」(卷)で規定する原子力設備に関する技術基準を定める省令、昭和四拾年六月十五日)での記載により、検討する。ここでは、省略して、從来のS1、S2、S3に対する許容応力体系を、以下ⅢAsと呼ぶ。上記、本文、7で「その結果発生する応力について、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする。」とある。これが、ⅠAsとⅡAsを指すのか、ⅢAsに対応することの確認が、今回の改訂案では、なされていない。ちなみに、機器配管系ではⅠAsなどで、Pb+Pfは1.5Sまで、つまりSvが限界となつていています。
○事務員 これに対し、ⅢAsでは、さらに、「同等の安全性を有する」と言えるのか、議論などある可能性がある。1981年にこのが決められ、JEA-G601-1984版が発行されるまでの、この点についての、議論に4年を費やしていく。
○事務員 今回、Sdを導入するとき、「彈性」という語で、この議論が再燃する恐れがある。
○事務員 前回の審議で、弾性設計には、多少の超過が認められるとされた。上記[B]で述べた1.5倍がこの「多少」に含まれることの確認が必要である。
○事務員 解説では、「具体的には、電気事業法に定める「発電用原子力設備に關する技術基準」等がこれ

実際の指針では、具体的には電気事業法に定める発電用原子力設備に関する技術基準等がこれに対する適用するというところでさらっと受けているのですが、重要な観点でござりますので、業委員会の提案のところ、そこにつなげる最初の部分として記載してもよいのではないかなど。その場合には(4)のような表現がふりにしたらどうかなどという考え方でございます。そこで書いてありますような7解説の(4)のようないうな書き方についてありますね。

以上です。
○青山先生 資料をご説明いただいたに奉員のご意見、どうもありがとうございました。
○市長 有効に利用するという観点から、次に事務局案のご説明をいたします。後ほどまとめてご質問をしにこなさないでください。

ければばとというふうに思つております。
○平野委員　事務局から本支……平野委員があれ[ば]いいのですが、衣笠委員のコメントの2番目の本文及
び解説ど、それから主な要事項に対する解説というのと報告書というのがあって、それぞれの位
付けなどいろいろうに思つております。

置づけを明確にしてほしいというのがあつて、ここでは本文及び解説以外、すなはち分科会の見解等変更事項に関する解説についてが、ここにどのように取扱いを今、事務局としてどう考へるのか、後ろの分科会の見解と説明についてが、いろいろな解説を個別に本文の解説に書くのか、

ついで、地盤・陥没現象の難點に関する説明資料というものが出ております。これらにつきまして事務局からご説明をお願いします。

○右欄資料 これからじご説明いたゞく資料は、委員には事前にメールで送付しないで下さい。つまり、あらかじめ読んできれども、印刷物で届けられたのと一緒に一文字一句書きなさい。つまり、それを見ながら聞いていても、それを記入しておきます。

○青山玉置 よろしくおきなさいますか。
○水間監査官 お騒ぎいたしません。
○水間監査官 課長、平野委員長からご指摘のあつたに、事務局はどういうつもりで作業をしてい
るのかどういうことでございましょうけれども、指針をつくるといふには本体どいいますか本体どいいますか、

おなくべきであつて、そのうえ、本体としている指針の運用に当たつては、必ずしも、この指針から後の運

門部会で扱いをさせていただきますが、これは後ほどパブリックコメントとして準備をさせていただきます。それから、報告書は分科会からの報告書になりますが、これが決まり次第お手元に送らせていただきます。

いかがでしようかといいう参考資料として一緒に元させていたばくどういうことを、この分科会としてご理解いただければ、そういう立場で、そういう前提で作業をしてございました。

何か書くべきではないかといふご指摘をいたしました。ということで、事務局からは委員のござ見に反論を申し上げたり、それからこうしてくださいと申し上げることには慣らべきだとは思つておりませんけれども、ご議論の参考にしていただけますのであります。

地震随伴事象に対する考慮についてということでございました。

これで長い線が引いてある上のところで申し上げました。

それから四角で囲つてあることにつきましては、オリジナルは柴田先生の資料のとおりでござります。

これについて原子力安全委員会の指針類において密接に関係すると考えられる諸規定を列挙すると別表のとおりであるといふことでございますが、この検討の前提としまして、なお書きのところでございます。

耐震設計審査指針へのこれらの事項の取入れについて検討するに当たつては、そもそも原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性に係る安全審査に於けるべきもの、固有の原子炉施設の耐震設計についての妥当性を審査すべき事項として適切かつ不可欠であるかというふうな意見もあるが、それから現行の他の指針で、先ほどカバーしていなければいけないといふことにはならないといふことにはないといふふうであります。

既に述べましたように、そのための法律の条文といふところを見つけておられたのですけれども、まさに核に対するかわからず、またこのかたどりを見つけておられたのです。

しかし、繰書きで法文、原子炉等規制法の切り貼りがござります。またこれかと思われるかもしませんけれども、そもそも安全審査の段階で用いる指針の策定をお願いしているわけがござります。

この法律の方をまず確認的にご説明を申し上げますと、中段のところでござります。第23条第2項のところ、「前項の許可を受けようとする者は」ということで、申請書を出しなさいと。申請書には何を書くかといふことで、特に4号のところをこまじめに見ておられたので、どこにこなづくるかは申請者が自分で決めて持つてくるといふことでござります。そこがいかがどうかを審査するといふことです。

それから5号でござりますので、逆に書いていますけれども、その事業所の中ににおける位置では構造及び設備、こういったものを申請書に書いてきなさいといふことがあります。

下の段にいつていただきまして、第24条に許可の基準といふものがございまして、その第4号のところを見ていただきまして、先ほど申し上げました「原子炉施設の位置、構造及び設備が」というふうで、これまで3行をちよつと飛ばしますと、このときの審査に使う、この審査の中の耐震安全性についての審査が行なわれるということを審査しないといふことで、この審査の対象となることは、この審査の中の耐震安全性については1次行政庁の判断についての妥当性を再度審査することになります。

ただ、内規と申しましても安全委員会が勝手につくつてしまつてころにち変えるといふことでございまして、車両のござ見をちらうだしてしつかり世の中に示させていただいているというふうで、それから審査の主眼といふものを明らかにしていく、そういうものとして指針をつくつておられます。

といふことでありますれば、審査の対象といふものは、申請者がみだからの責任において、あるいは将来的に原子炉施設者という地位を得てからも対処得る範囲といふものが基本でございまして、どこに設置するかといふことについては周辺状況といふものも当然考慮しなければいけないわけですが、審査をするというのはあくまでも原子炉施設の設計をどうするのかというふうに主眼が置かれているといふことではないかと思われます。

事象と称されるものについてのほかの指針でカバーされているといいますか、対応されている、考慮されている部分があるかないかについてご説明申し上げたいと思います。

先ほど、平野委員からご説明いたしました資料の中と重複する部分が相当ござりますけれども、あえて確認的に書かせていただいたといふところでござります。

まず、大きくでござりますけれども、自然現象に対する設計上の考慮といふものが「発電用軽水型原子炉施設」に対する安全設計審査指針といふところに書いてございまして、1.、2.と2ページ目の上の段にございます。

1. がまさに耐震設計の話をしているのでありますと、この部分については耐震設計審査指針の方にゆだねますよといふ規定が解説の方にござります。

それから2. が地震以外の想定される自然現象によってどうのこうのいうことでござりますけれども、これについて「予想される自然現象のうち最も過酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮せなければなりません」ということが書いてござります。

というものは、このページの下から6行目ほどにところから解説がござりますけれども、この中に津波というものが入つてござります。津波というものは地震があつて津波が起きるのだろうと思われますので、津波について敷地のすぐ近くになかつたとしても、津波がやってきた場合どうなんですかと。これは過去の津波の影響でありますとかそういうものを総合的に判断して、津波の影響が考えられないように設計をしなければいけないといふことをございます。

それから、先ほど議論のあつた積雪ですべりなども、期待される設計に対する環境条件についての環境条件に適合できる設計であることをございます。

そういうことでござりますと、それらについては過酷な条件について組み合わせなければいけないというような解説がございます。

それから若干関連して指針5. といふのが3ページ目にござりますけれども、火災に対する設計上の考慮といふところで、これは主に自分のところで起きた火災に対する防止でありますとか、検知でありますとか、消火でありますとか、そういうことを記述してござりますけれども、外部からの延焼に対する対応としても、その基準が生けるのではないかといふふうにも思われます。

それから指針6. でござりますけれども、環境条件に対する設計上の考慮といふことで、かなり包括的な規定ではござりますけれども、期待される設計に対する環境条件に適合できる設計であることをございます。

それから指針7. で、信頼性に関する設計上の考慮といふのもござります。

これにつきまして4ページ目でござりますけれども、この規定は3. でござりますが、「外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること」というふうなことと、で、耐震性に増してそもそもその重要なものの信頼性といふことがあります。

それから指針8. でござりますけれども、期待される設計であることをございます。

この記述がござります。

それから指針9. で、信頼性に関する設計上の考慮といふのもござります。

これにつきまして4ページ目でござりますけれども、この規定は3. でござりますが、「外電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること」というふうなことで、耐震性に増していつもその重要なものの信頼性といふことがあります。

これが指針9. でござりますけれども、期待される設計であることをございます。

このところで、なぜ長期間は要らないのかといふのが解説にござりますけれども、その場合は送電線の復旧といふものが期待できるとか、非常用交流電源設備の修復が期待できるというふうことで、そこまでの要求にはなっていません。

これで本当にいかがどうかでござりますけれども、先ほど平野委員からの指摘にもございましたけれども、まず短期間でござりますけれども、ともども非常に発電機のようなものが用意されてしまうと何かからもし長期間復旧できぬ場合でも、非常用発電機の燃料補充をするとかいうふうに考えられます。

それから48番でござりますけれども、電気系統に対して求めめる範囲の外側に、そこには対策を求めるに、災害対策といふ領域でもお応されるべきであるといふふうなところでございました。

20060407第42回原子力安全基準・指針専門部会耐震指針検討分科会速記録

これには指針3、で、何處も引用されなければなりませんが、外部人為事象に対する設計上の著者の中には、こういふ外部の人工構築物の爆発等を置いて、そもそも外部人為事象はどういうふうな事象かといふことで、飛行機下、ダムの崩壊、火災等を置いてござります。これはもちろん外部の飛行場でございまますので、参考書の中のダムなどいか、そういうのがあるからどうかはどもかくして、外側についても考慮すると。地震のせいに飛行機が落ちるというのには余り考えられないかもしませんが、地震のせいにダムが壊れるでありますとか、地震のせいに工場が爆発するというようなことについても既に考えられているということではないかと思います。

をよくギヨロギヨロ見た上でサイディングをしなければいけないのだとということが多いです。

ただし、繰り返しになりますが、原子炉施設そのものはどこにつくるのであっても、そこに繋つてくる地盤動搖といううどをよく想定をして、大ききな地震力によつても大きな事故の誘因にならないような耐震設計をするということで、まずよそがどうなつても発電所は地震では、想定される範囲においてはへどござります。

こたれてはいけないといふことにをよく想定をして、大ききな地震力によつても発電所は地震では、想定される範囲においてはへどござります。

ご指摘をいたしました、a、bということで先ほどどの5—2号の資料でございます。

「周辺人工作物の構造による損傷に基づく、間接的影響、すなわち、火災、毒ガス、爆弾性ガスなどの危険面を評価してはいかがかと、そこでござりますけれども、今申し上げたとおり、原因は地震であれ、何であれ設計上の考慮はなされているのではないかとかといふふに考えてます。

それからどうのこつこつじこじさいおうりげれども、外前の構築物、人工物の損傷は同時に多発であるということだとします。繰り返しになりますけれども、外前の構築物、人工物の損傷は同時に多発しているのであって、地盤で一週間にわたる問題であります。そのうちでも個別の対策が同時にためにならぬことはないふうに思われます、それから運転管理設備で操作手順でありますとか、そちらの方でカバーしていただく部分もございますので、そちらでカバーできるものは耐震設計審査指針の方とは切り離してどうあります。されば、共通事象、同時多発的であることを認識して、單一事象として考えなければなりません」ということでございました。

るというのが本質的なところではないかと思われます。というふうに、これまで生方の議論の参考ということでご紹介をさせていただいているとあります。

ご理解いただければと思います。

それから、説明が長くなってしまうので直ちにどうことをついてご意見をちょうだい申し訳ありませんが、今ほどコントロールでござりますけれども、ではその後、指針のテキストでありますと、か報告しますが、左側が前回、右側が今回といふことで、もう議論とも似東に向かっているといふふうに認識してござりますので、まずは何よりもお許しください。

それから2ページ目ににつきまして、直したところはないのですが、先ほどコメントをいたしましたが、全部事務局の考案を述べておきたいと思いますので、3. 基本方針の下で原委員会から今日の資料の第42-3号といふことで(2)のご指摘は、ここに基本方針の下から4行目から3行目にかけて、ここで十分耐えられる設計がなされなければならぬといふ書いてあるけれども、この「十分」といふことから6の耐震設計方針のところでは「十分」という字が見えないといふことで整合性がとれないので、これまでご指摘がありました。

これにつきましては、先ほどどの安全設計審査指針のところには、十分耐えられる設計がなされなければならないといふふうなことが書いてあって、そこを受けて「適切と考えられる設計用地盤力に十分耐えられる設計が、という文言をここにいたしましたが、その結果設計方針では「十分」という言葉を必ずしもつけておりませんが、結果的には安全余裕が見込まれるといふことになりますので、このままの規定でも十分耐えられる設計といふものが、各論のところを実現すれば6の方に「十分」となくとも適合性上有は支障がないといふふうに考えておりますので、後でご説明しますが、原先生の「十分」とは同じ、「十分」をお持ちのところへおろしておきました。

というものが、変更点ではありますんけれども、説明をさせていただきました。

それから3ページ目については、変更はございません。

4ページ目、これは非常に申しわけない話なのですが、耐震設計上の重要度分類のクラスⅡでござりますが、左側のところがござります。今の改訂はもうございませんけれども、「許容ばく線量」という言葉を「線量限界」になつておきました。今の改訂は左側のところがござりますが、本当に審査部局のシステムでございまして、平成13年の改訂がついでございましたが、そこから、残つたのがにじみ出てきてしまつて、これは本当にミスでござりますので、現行も「線量限界」でござります。今後も「線量

なというふうに事務局は理解をしてしまったのですが、これでよろしいかどうかといううことにについてこの確認をいただきたいと思います。

「して」というのを「した」というのは、読みやすさの変更でござります。これは変更点でございます。それからその次へいきまして、9ページ目まで飛んでいただきたいと思います。「敷地ごとに震源を特定したこと」でございませんかけれども、9ページ目の一番上の⑥ということです。「敷地ごとに震源を特定せねばなりません」というものが「震源を特定せねばなりません」というふうな記述でござります。

これは先ほど神田委員の方から資料第42-4号の3、でこれはちゃんと書いておくべきであるというお指摘で、これは別にいいっておりませんが、これは書いてあるということのご確認でございます。

それからあちこち飛んで申わけありませんが、13ページの一番上の、Sdを決めるときににも係数の設定時に当たっては基準地盤動SSsの兼定の際に参照した超過確率を参考者どすることができると一番上の行にござりますけれども、これでわざわざつまづいてありますので、日本委員からの押しのコメントについておこなっておこうかともと思案しております。

「設計用地盤動SDI」の前に「弾性」という言葉がくついており、それが(2)にもタイトルも合わせて3カ所出でています。それから1ページに応じた系数についても、この前、3.0とか1.5とか1.0とか、「これは施設の重要度分類に応じた系数」と書いてあります。その後、「この次の行、「ここに」というところでございますが、地震せん断力係数、これは必ず「CJ」というふうにつけるということ。それからその次の標準せん断力係数、このときには「CJ」と必ずつけるといふふうに表記を統一させていただいたいと思っております。

これにつきましては原先生からいただいた資料第42-3号の(4)でそういうふうに書いた方がよろしいのではないかということで、これはその通りだと思いますので入れさせていただきました。
それから11ページの下の方でござりますけれども、読みやすくしたということと、あと先ほどの機器・配管系についての表現がいつもより建物・構造物のところの表現と整合性をとりまして、ます「C1」をしっかりと入れるということと、それから施設の重要度分類に応じた係数を乗じたもの」ということを示しました。

それから、「12ページへひいていただきたいと思います。
12ページには「弾性」という言葉を「設計用地震Sdの前に入れるという箇所がます解説の一
番上のタイトルのところからありますし、本文の中にも見えます。
それから(2)のところも同じでございますけれども、12ページの下から4行目の「すなわち」のアン
ダーラインが(2)のところにござりますけれども、これは秋山委員から東三ご指摘をいたさきまして、
このSdの意味づけについて、「Sdは、従来の標準地震動S₁が階層設計上果たしてきた役割の一
部をどうにかする、というふうに、後ろの目録文書にあります。たけれども、こちらにおいてお述べ

きということで、それがS₁とS₂の関係はどのようになるのか、これはS₁とS₂の比率为0.5といふことです。それから「弹性」という言葉が入るということが何をかございます。

13ページで、例の0.5ということにつきまして、原委員の方から第42-3号(1)という資料で0.5を書くことについての質問といいます。

物品ごとに幾つかそういうことは、今後申請段階で各別事業ごとに示していくにだいていくということだと思いますけれども、0.5といふ程度の目安を設けずに幾らでも小さくてもよしといふことについての質問は、「弹性設計用地盤動Sd」の上から行目くらいのところから「この値の大きいほうには「弹性設計用地盤動Sd」に求められる性様は、これは今後検査をやりながら知見がたまつりやすくあるわけでもございまますけれども、「性格上、ある程度以上の大ささであることが保証したい」ということをしっかりと書いておりますので、これに対して「例えば、0.5を下回らないような値で求められることをややすとする」。例えば目安ということで、これは今後検査をやりながら知見がたまつりにくくいうことも当然あるわけであるわけです。やはり数字については今までS₁、S₂の比率でありますとか、それからS₁とS₂の関係はどのようになるのか、これはS₁とS₂の基準値というよりは言えないという話もありましたけれども、S₁そのもののイメージといふものは地震震度の発生から見ていくといふこともございますので、この0.5といふのは基準値といふことになります。

は、ある程度の大きさ以上であることが望ましいということが書いてあります。それからその次の「また、弾性設計用地盤動SDは、施設を構成する要素ごとにと、「個別に設定することができる」と書いています。これについて原先生の方から(5)ということで、「要素」は上から順にいくと余りそういう心配はないと思います。それからこれは個別に設定することができるという文面の中であるわけですが、なぜいうくくり方をするのかということについでも、これはある程度の設計圖での配置権といいますか、自由度といふものがあつてもよろしいのでないかと思いますから、「要素」についての限定というのはあえてしない方がいいのではないかといふふうに考えてございますので、この「要素」の説明をここで追加的に書くというようなことは今のところしておりません。

あとはそのページは「弾性」という言葉をあちこちに入れているということだけが変更点でございま

す。次に14ページへいっていただきまして、解説のところで左側のところの説明で、割り増し係数だというふうに書いてございました。右側は「割り増し」という言葉をやめました。これは何かいうと、1.0というのは全然割り増していないので、それを書くどちらかといふかという気もしましたので。

前に、これについても原先生から、割り増し系数というのだったら片一方に入つていいでございましたけれども、本文では「割り増し」をやめましたので、こちらの解説の方もやめようといふに思つております。

それから1.5ページの(1)のいうところも同じでございました。

それから1.6ページにいついたときまして、変更点でございますが、ここも表現を直したということと、必要保有水平耐力の算定のところのこの部分だけは標準せん断力係数 C_D というものが1.0なんだということを分かりやすく工夫したということだけでございました。

それから1.7ページにいついたときまして、「弹性設計」という言葉を入れましたけれども、7.(1)A)のところでアンダーラインを入れ忘れていたところがござりますので、そこは本質的なところではございませんけれども、2カ所ございました。

それから1.8ページにいついたときまして、やはり(A)で「彈性」というところに下に線を引かせていただきましたところを2カ所落としておりましたので、申しわけございません。

それから1.9ページについての(4)でございましたして、(4)というところで、これについては柴田委員、平野委員からお話をございましたので、これにつきましてはまた後ほどご存じな方が多いと思いますので、これについて積雪の話をどう組合せに決めたかなど、事務局の方からお話をございましたけれども、荷重の組合せについて積雪の話をどう組合せに決めておられたかなど、極めて技術的な中身でございますけれども、事務局の方の話、それから1.8ページのあたりだと思いますけれども、荷重の組合せについて積雪の話をどう組合せに決めておられたかなど、極めて技術的な中身でございますけれども、事務局の方の話、それから1.9から今になつて1980年の告示に民すといふことがござります。

そこで、神田先生からお示しいただいたお手紙をもとに、地域によっては1.0よりもちょっと調べてみたところをご説明申し上げて議論の参考にしていただければと思ひます。

O事務局 まず、1.4ページ及び1.6ページについておきます。

1.4ページ及び1.6ページの(2)のところで定義で、一律1.0といふことになつてございますが、これは昭和56年の現行指針の改訂時に建築基準法の関連規定、すなわち神田先生からご意見いただいたところです。そこで、それが1.8ページの(4)でございましたして、(4)というところでは、これについては原子力発電所の方で3.0、1.5というような割り増しを設けておりますが、これがなぜ離れて耐震指針自に決めたかなどございます。

したがつて、事務局としましても一律1.0から今になつて1.0よりも大きい値をとどめているところでございます。

一方で、神田先生からお示しいただいたお手紙をもとに、予測地図等の資料をもとに、地域によっては1.0よりも大きい値をとどめているのか、またその数字を決める根拠などもにわかつに結論が出来ないのです。

1.4というふうな数字になるのか、またその数字を決める根拠などもにわかつに考えておられるところでござります。

それから、静岡県の例を出してご指摘をいたしましたが、静岡県の場合は原子力発電所の方で3.0、1.5というような割り増しをしておりますが、静岡県の場合につきましては原子力発電所の方でCクラスだけは見際方に基づいて割り増して設計するように指導しているけれども、Aクラス及びBクラスにつきましてはもう既に耐震設計指針の方で3.0、1.5倍というようなことを織り込んでおりますので、条例についてもCクラスのみ適用しているというふうに聞いてござります。

したがいまして、原子炉施設の立地地点個々に適用される条例等の規制に 있어서は、個別審査で考慮することで適切な対応が可能であると事務局では考えていますが、いかが

がでしょうか。それから、16ページの必要限有水平耐力の算定式が削除になつている件でございますが、この理由ですが、指針本文には必要限有水平耐力の算定式が記述どおりますが、この部分の記述は現行指針を變わつておられることで、保有する水平耐力に対する要度に応じた妥当な安全余裕を有していることの確認となります。そこで、今までの確率論的な(6)に入れ替わる(6)になりました。

それから、地震随伴事象といふのは(6)に入れ替わる(6)になりました。

それから一番下の行為でござります。そこで、ここに説明した(3)分科会のとある文書のタイトルをシングルにしましたので、そこを反映してござります。(1)の一番下で参考資料の番号を、どこを見ればいいか分かるように記入してみました。

それから、2ページ目へいひついていただきまして(3)分科会における調査審議という記述でございま

すけれども、伏せ字になつていて何年何ヶ月にわたりといふところを「4年10か月」と書いてみましま

す。それから、2ページ目へいひついていただきまして(3)分科会における調査審議という記述でございま

す。それから、17ページにおいて、「荷重の組合せと許容限界」の中で、神田先生から積雪荷重の基準及び今回のテキスト案は特にしておませんのでは、それだけをあえて具体的な記述をするのはややバランスを欠くのではないかといふうに思つておりませんので、そのため、建築基準法等のやり方を取り扱うランクが一段下なのかなといふうに認識しております。そのため、地域性や気候の特殊性といふものは個別の審査で考慮することを参照するということで十分対応ができると考えてあります。現在のところ事務局では指針のテキスト案で削除になつた理由でござります。

それから、17ページにおいて、「荷重の組合せと許容限界」の中で、神田先生から積雪荷重の基準及び今回のテキスト案は特にしておませんのでは、それだけをあえて具体的な記述をするのはややバランスを欠くのではないかといふうに思つておりませんので、それだけをあえて適切な対応が可能であると考えてあります。現在のところ事務局では指針のテキスト案に盛り込まれなくてよろしいのではないかと考えておるところでござります。

○水間審査指針課長 引き続ぎまして、先ほど柴田委員の方から資料第42-5-3号ということことで、Sdを弹性設計用地盤動といたときの問題点といふご指摘をいたしましたが、最後の5ページ目のところに具体的な、報告書の万に入れればいいのではないかとすることでご指摘をいたしました。経済産業省の方の技術基準といふことは当然のことながら後段規制の段階で判断されるべき問題でござりますので、まずは弾性設計用地盤動Sdの作成の考え方など……

○柴田委員 ちょっと失礼。私はそう言つて……後段のことではなくて、後段にも書いてあるけれども、これはもう安全立地指針から始まつてあることなどを言つてあるので、省令が書いてあるからどういうことといふうに言つてあるのではないです。誤解しないでください。

○水間審査指針課長 では、それは後でまた必要に応じてご説明申し上げます。

それではテキスト案のところを続きを申し上げますと、今19ページのところで今までのご指標について一応事務局の考え方を申し述べさせていただけて、地震随伴事象についてでは先ほどの独立

した資料でご説明を申し上げているところでござります。

今(1)と(2)の2つだけが記述されております。先ほど平野委員からのご指摘でご説明を申し上げましたけれども、この性格についていいます。まず、専門部会の方へ出していただいたり、それから原子力安全委員会として指針の改訂を決定するというときにはこの要素、一言一句このどちらかはともかくとして、こういう要素を入れさせていただきたいということでございますけれども、とりえず今の段階では「分科会の見解及び解説」という短めのタイトルにさせていただいてござ

います。

これについて直したところ、20ページ目でござりますけれども、「彈性」という言葉を真ん中辺の21ページ目に置いて」というラベルの中にありますので入れさせていただいているところと、今回の改訂案においては、これはタイトルを少し短しくしてみました。先ほど平野委員の方へ出していただいたり、それから21ページ目は特に(1)といふ2番目のバラグラフの中にありますけれども、23ページ目、見え消しになつてほどのあると思います。

それから22ページ目は特に(1)といふ2番目のバラグラフでござりますけれども、「適切な」という言葉は余分でないかといふうに石橋先生からご指摘をいたしておりますので、カットしてみました。それから、原文のその4行下でござりますけれども、「関係者におけるより一層の」というのは回りくどいといふことで、「関係者によるより一層の」というふうにしてみましたので、引き続きまして報告書のご説明を申し上げます。

資料が第42-9号でござりますが、第4-1-5号というところで前回お出したものの改訂ということ

それから日付を「4月〇〇日」と。この「〇〇日」のところが次回の日付になればいいかなと思っております。次にいひつていただきまして直したこところで、若干小見出し等をつけたといふところで2. (2)の①ヒントを追加したので、後は番号が1個ずつされましたということ。

それから、地震随伴事象といふのは(6)に入れ替わる(6)になりました。

それから、1番下の行為でござります。そこで、ここを反映してござります。(1)の一番下で参考資料の番号を、どこを見ればいいか分かるように記入してみました。

それから、2ページ目へいひつていただきまして(3)分科会における調査審議という記述でございま

すけれども、伏せ字になつていて何年何ヶ月にわたりといふところを「4年10か月」と書いてみましま

す。それから、1年7月上旬から始まりましたので、今4月下旬までに終わりますすれば4年10か月とい

うことになります。

それから下の見え消しのところは、エディトリアルなものでござります。「なほ、手引きについては」のところを確認した結果、直ちに改訂をする必要性は認められず。

それから下の見え消しのところを、エディトリアルなものでござります。平成13年7月上旬までに改訂されました。

それから文書でお出ししたいだいたい「その内容を確認した結果、直ちに改訂をする必要性は認められず」のところをデリートさせていただきました。これは石橋先生からご提案いただ

ったので、そのようにさせていたいだいておりります。

石橋先生はこの(2)は要らないとおっしゃってはからだつたのですが、事務局は何も書きかずに始め

るのもどうかついでござりますが、真ん中の(3)の改訂指針の基本方針といふことで、それを5ページ目もそうでござりますが、真ん中の(3)の改訂指針の基本方針といふことで

「(2)基本方針の規定」ということで小見出しをつけてみました。これは石橋先生からご提案いた

ったので、そのようにさせていたいだいておりります。

石橋先生はこの(2)は要らないとおっしゃってはからだつたのですが、事務局は何も書きかずに始め

るのもどうかついでござりますが、真ん中の(3)の改訂指針の基本方針といふことで、小見出しをつけてみました。

それから下の見え消しのところを、エディトリアルなものでござります。6ページ目は、小見出しをつけてみました。これは石橋先生からご提案いただいたいだいておりります。

それから7ページ目でござります。「残余のリスクについて」という(2)C)といふことです。それから7ページ目へいひつていただきまして(3)分科会における調査審議といふことです。

それから、17ページにおいて、「荷重の組合せと許容限界」の中で、小見出しをつけてみました。

それから5ページ目へいひつていただきまして、(2)C)は小見出しをつけてみました。これは石橋先生からご提案いただいたいだいておりります。

それから7ページ目でござります。「残余のリスクについて」という(2)C)といふことです。

それから8ページ目へいひつていただきましたので、(2)C)は小見出しをつけてみました。

それから9ページ目へいひつていただきましたので、(2)C)は小見出しをつけてみました。

http://www.nsc.go.jp/seismon/soki/taisinbun/taisinbun_so42.htm